

函館バス支部、会社と和解

～組合員の復職と解決金の支払いで合意～

函館バス（株）と同社労働組合・私鉄総連北海道地方労働組合函館バス支部の労使紛争は、会社側が、函館バス支部への不当労働行為を認め、懲戒処分を撤回や包括解決金を支払うことで、和解が成立しました。

この間、会社の不当労働行為等に屈することなく闘い続けた函館バス支部の組合員、組合員を支え続けたご家族に深く敬意を表しますとともに、物心両面にわたりご支援をいただいた産別・地協の皆様には感謝申し上げます。

また、この闘争中に志半ばでご逝去された函館バス支部組合員に対し、心より哀悼の意を表します。

この労使紛争は、2021年に組合休暇の取得方法をめぐる問題を契機に発生しました。会社は、函館バス支部の組合員に対し、不当な懲戒処分や配置転換などを行い、裁判や労働委員会での争いに発展しました。また、慰謝料支払いの判決や原職復帰等の救済命令の大部分について従わず、さらなる不当労働行為を続けたため、函館バス支部は、社長の自宅の強制競売や弁護士会および法務局に人権救済の申し立てを行わざるをえない状況に追い込まれ、事態は深刻化していました。

加えて、一部事業所では36協定を締結せずに残業や休日労働をさせたことは労働基準法違反にあたるとして、函館簡易裁判所は、会社と社長ら役員2名に対して罰金の略式命令を下しました。

一方で、運転手不足が社会問題となっている中、函館バス（株）においても、運転手の辞職や、会社の不当労働行為によって運転手数数が乗務できない状況などが重なった結果、一部路線の減便をはじめ、小学校とプール間のバス送迎が困難となり、送迎を必要としない学校を含めた函館市内の全小学校でプール授業が中止となるなど、地域住民の生活にも影響を及ぼしました。

最高裁判決で函館バス支部の訴えが認められた判決が出たことや、函館市長から「確定した判決に沿った対応」を求められたこともあり、2024年8月以降、双方の弁護士による協議が重ねられ、2025年2月13日の団体交渉において、会社側が労働法令の遵守をはじめ、人事処分の撤回と原職への復帰や包括解決金を支払う形で和解が確認されました。

今回の紛争は、従業員や地域社会に与えた影響は小さくありません。

今後、会社と函館バス支部は、壊れた労使関係の早期修復に努め、相互に尊重し合いながら一丸となって、地域住民の夢と希望を運び、魅力ある安定した公共交通機関としてさらなる責務を果たし続けることを期待します。

最後に、この紛争を通じて組合員を支え、粘り強く交渉を重ねたユナイテッド・コモンズ法律事務所をはじめとする弁護団の皆様には、厚く御礼申し上げます。